

成長戦略を活かす「リスク・マネジメントと保険の手配」(その8)

役員 「Directors & Officers Liability」

このところ毎日のようにマスコミに取り上げられているT社の不正会計問題は、いずれ役員責任の追及所謂株主代表訴訟(しかも集団訴訟の恐れ)を含む様々な役員訴訟へと発展することは間違いないところであろう。経営上の失敗だけでなく法律に抵触するような不正会計/粉飾決算/税務処理/独禁法違反等で、過去にもそうそうたる日本企業の役員が問われてきているが、なかなか役員責任の重さに対する認識が改まらないのは欧米に比べて株主の追及の甘さにも一因があるのかも知れない。筆者が1991年「役員賠償責任保険(Directors & Officers Liability Insurance)」を米国から日本へ導入するのにあたって、当時の経団連国際会議場でセミナーを開催したところ、150社ほどの経団連所属の出席企業の役員の方々から、「欧米では当たり前でも日本において役員個人が訴えられることなんかあり得ない」と総スカンだったが、今やそのように悠帳に構えていられないことを、企業の役員の方々には肝に銘じて経営にあたってもらいたいと念じている。

そこで、役員訴訟リスクについて、保険を絡めて言及してみたい。

1. 役員賠償責任「Directors & Officers Liability」

■取締役の義務と責任について①会社(株主に対して)



●善管注意義務(会社法330条、民法644条) 実行行為者としての義務 ●忠実義務(会社法355条) 監視義務、監督義務。上記に違反すると、「**任務懈怠責任**」(会社法423条1項) 役員は、その任務を怠ったときは、**会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。**

■取締役の義務と責任について②第三者に対して



●不法行為責任規程(民法709条) 故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 ●第三者に対する賠償責任規程(会社法429条1項) 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、**当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。**

日本企業の役員の方々が誤解されているのが、役員訴訟は「株主代表訴訟」だけだと思いついでいる事である。上記の図の通り、役員の実任は「株主」だけでなく「第三者」に対しても責任を負っていると言う事をゆめゆめ忘れてはならない。役員訴訟の恐ろしいところは、「言いがかり」であつても一旦訴えられると、会社の顧問弁護士等も使えないだけでなく役員個人が弁護士費用等を負担して対応しなければならないし、役員訴訟の役員当事者が死亡した場合には、損害賠償責任も相続されることで、家族をも巻き込まれるというとんでもないリスクが潜んでいる事である。更に、自分の担当管轄外の役員が起こした不祥事が基で役員訴訟に巻き込まれた場合にも、役員に課せられた「善管注意義務」「監視義務」違反で、例外なく善意の役員個人も損害賠償の責めを負わされることである。役員訴訟は、会社の規模の大小（上場企業/未上場企業）を問わず、また実質役員だけでなく（多くの日本企業で活用されている）国内外子会社等における名目上の役員についても、法律上の役員責任に変わりがないことにも留意が必要である。

次に掲げる役員訴訟事例をみていただければ、単純な株主代表訴訟以外にも様々な形での役員訴訟がある事がお分かりであろう。

1) 当事者間役員訴訟

- * F社の元社長が「虚偽の理由で辞任を強要された」として、F社の取締役・監査役に対して3億8000万円の損害賠償請求訴訟を提起。
- * 死亡退職した代表取締役の退職慰労金について、取締役会決議の放置と減額に対して、相続人が取締役会構成役員5人に損害賠償請求訴訟を提起。
- * 未上場企業の代表取締役が借入金を原資に株式投資して失敗。約3億円の損害を発生させた代表取締役だけでなく、他の取締役2名に対しても、代表取締役の監視を怠ったとして、株主が代表訴訟を提訴。

2) 従業員からの役員訴訟

労使間のトラブルにより、従業員から訴えられるのは会社だけでなく役員個人も訴訟対象となる可能性がある。

- * 営業ノルマを達成できなかった従業員へのパワハラで、精神的苦痛を被つたとして、当時の上司4人と会社に対して訴訟を提起
- * 秘書として安心してプライベートのことまで踏み込んで対応していたところ、帰国の段になっていきなりセクハラで訴えられた。T社の米国社長の場合1.90億ドルの訴訟額

⇒秘書との対応は日本企業の海外駐在員の一番陥るスキであることを自覚するべし。

* 外食チェーン店に勤務していた従業員が急性心不全で死亡。その遺族が死亡原因は長時間労働にあるという事で会社および取締役を提訴
⇒会社と共に役員の責任も追及、認定（最高裁判決で確定）された。

3) 会社からの役員訴訟

役員は、株主や第三者のみならず、会社から訴えられる可能性もある。訴えられる理由は自らの行為のみならず、他の役員に対する監視義務違反を怠ったことで訴えられるケースもある。

* O社の損失計上先送り等の一連の事件に対し、取締役/監査役責任委員会から会社に提出された調査報告書に基づき、会社は現・旧取締役 19名並びに現・旧監査役 5名に対して損害賠償請求訴訟を提起

4) 名目上の役員訴訟

* 本社では経理課長だった A氏は、海外子会社が買収した孫会社の名目上の役員を拝命していたところ、そこで進めていた Project のトラブルで第三者から A氏を含む孫会社の役員数人と海外子会社の役員並びに本社の担当役員が提訴された。A氏の（訴訟対応のための海外出張費を含む）訴訟費用はすべて個人負担となり、最終的に 500万円近い出費を強いられた。

5) 役員の相続人が被告となった役員訴訟

この事例は有名なのでご記憶の方も多いかも・・・。

* K社は借入金で取得した自己株式を、取得価格と同額で 100%子会社に譲渡したが、この子会社が安値で他に売却したため、子会社は 7億円以上の損損害が発生したことで、K社に当該子会社の株式評価損として 1億 5千万円が発生した。それに対して、株主から当時の代表取締役社長と取締役に代表訴訟が提起されたが、代表取締役の死亡により相続人である妻子 5人が被告となり、1億 5千万円の責任が認定された。

6) 海外事例に絡む役員訴訟

* 精密機械メーカーの海外子会社の役員に不正取引があったとして、子会社の役員に加えて親会社の取締役も同時に提訴され、600万ドルの支払いを余儀なくされた。

⇒現地役員に任せきりにしておくと親会社の役員にも火の粉が・・・。

* メーカー A社の米国内の販売強化のため米国企業 B社へ独占販売権をあたえることとしたが、その後 A社はグループ会社との取引を重視し、B社

への発注量を減少させた結果、B社はA社の社長を含む役員に対して契約違反があったとして、総額2,000万ドルの損害賠償が提起された。

⇒海外（特に欧米）は契約社会であることを自覚すべし

- 7) 不祥事を防止できなかった（内部統制構築義務違反）としての役員訴訟
- * 営業部門のカルテルが発覚。課徴金を支払ったが、会社が支払ったこの罰金分を役員が会社に埋め合わせろと株主が役員全員の責任を追求
 - * 米国で大規模なPL事故が発生し、クラスアクションが起きたことで多額の訴訟費用を特別損失として計上。この損失を役員個人で埋め合わせるよう株主が責任追求

役員訴訟とは、取締役や監査役が会社のために良かれと思って判断し行った行為が結果として間違っていたと、株主やら第三者から会社でなく役員（経営陣）が経営 Professional として個人の責任が追及されることで、すべて役員個人の個人財産からの対応を強いられるという大変恐ろしい訴訟であるが、従業員（社員）から持ち上がりでなるケースが圧倒的に多い日本企業の取締役（役員）に、その自覚が乏しいことに懸念を感じざるを得ない。

2. 役員賠償責任保険 (Director's & Officer's Liability Insurance)

このように役員（取締役/執行役員/監査役等）にとって恐ろしい役員訴訟から身を守ってくれるのが、役員賠償責任保険（略：D&O 保険）である。

そこで、基本的内容を次に概説することにする。

D&O 保険とは・・・、

会社の役員（被保険者）が、役員としての業務の遂行に起因して損害賠償請求を受け、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る財産的損害に対して保険金が支払われる保険である。

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金（判決近、和解金など）。ただし税金、罰金や懲罰的賠償金などは除きます。

訴訟費用

被保険者に対する損害賠償責任を追及する訴訟（訴訟、調停、和解など）によって生じた費用で、保険会社が妥当且つ必要と認めたものをいいます。

賠償リスクと補償内容

訴訟形態	請求者	対象となる財産的損害	お支払いする保険金	
			訴訟費用 (勝訴および敗訴の場合)	損害賠償金 (敗訴の場合)
株主代表訴訟	株主	会社の損害	防御に要した費用につき、弁護士や 第三者調査機関等に対して直接お支払いします	会社に対して被保険者が払うべき 法律上の賠償金を直接お支払いします。
第三者訴訟	第三者	請求者自身の損害		第三者に対して被保険者が支払うべき法律上 の賠償金を直接お支払いします。
会社訴訟	会社	会社の損害		会社に対して被保険者が支払うべき 法律上の賠償金を直接お支払いします

保険契約者

会社（保険の申込人で保険料の支払い義務を負う方）

被保険者

保険契約者および保険契約者の記名子会社（会社法上の子会社）のすべての役員

*** 取締役、監査役、執行役、執行役員**

保険料の役員個人負担額

基本的に保険料は会社負担になります。
但し、株主代表訴訟敗訴における保険金の支払いを補償する担保範囲については、役員個人による保険料の負担（保険会社によって異なりますが8%～10%）を要するものとされております。
個人負担をせずに会社が全額負担した場合には、給与課税の対象となります（国税庁によるD&O保険税務上の取扱い回答）

保険期間

1年です。初年度契約開始日前の損害賠償請求を補償できるようにするため通常遡及日が設定されますが、遡及できるかどうかは保険会社によって異なります。

保険適用地域

国内限定 or 全世界

支払限度額

保険期間中に保険会社がお支払いする保険金の限度額（責任限度額）で、原則1億円単位での設定になります。適用地域で全世界（特に米国）とする場合には、最低10億円以上とすることをお勧めします。

免責金額

被保険者自身にご負担いただく金額です。一人20万円/一訴訟100万円が多いようですが、保険会社によっては免責金額設定なし（0円）とすることも出来ます。

主な免責条項

1. 次の事由により生じた(起因する)賠償責任（損害賠償請求）については保険金が支払われませんが、**被保険者ごとに個別に適用されます（*）**

- ① 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に受けたことに起因
- ② 被保険者の犯罪行為（刑に課せられる違法な行為をいい、時効完成により刑に課せられなかった行為を含みます）に起因。
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因。
- ④ 被保険者に報酬、賞与その他の職務遂行の対価が違法に支払われたことに起因
- ⑤ 被保険者が公表されていない情報を違法に利用して、株式や社債などの売買等を行ったことに起因
- ⑥ 政治団体、公務員、取引先の会社役員・従業員等に対する違法な利益の供与に起因。

（*）通常、役員訴訟は当事者だけでなく担当外の役員も含めて訴えてくることから、敢えて言えば「善意の役員-それで善管注意義務に問われる」を守る趣旨です。

2. 次の事由は全ての被保険者に適用されます。

- ⑦ 遡及日より前に行われた行為又はその行為に関連する他の行為に起因。
- ⑧ 保険期間開始日より前に既に提起されている損害賠償請求、または係属中の訴訟・公的調査等に起因
- ⑨ 地震、噴火、津波、洪水その他の天災または戦争、内乱その他の事変に起因

- ⑩ 環境汚染、核物質の危険性、石綿(アスベスト)の有害な特性等に起因
- ⑪ 身体障害、財物損壊、人格権侵害に起因
- ⑫ 他の被保険者、保険契約者またはその子会社からなされた損害賠償請求
- ⑬ 被保険者、保険契約者又はその子会社が関与して、保険契約者又はその子会社が発行した有価証券の所有者によってなされた損害賠償請求
- ⑭ 保険契約者またはその子会社または被保険者が以下の米国法令に違反した出張する申し立てに基づく損害賠償請求
 - * 米国従業員退職所得保障法 (ERISA 法)
 - * 米国組織犯罪規制法 (RICO 法)
 - * 米国証券取

特長のある特約条項(保険会社によって異なりますので留意願います)

子会社は無記名で保険対象

会社法上の子会社を無記名で保険対象とします

期中新設・買収子会社を自動で保険対象に追加

保険期間中に新設または買収した子会社が次の条件に合う場合、自動的に保険対象に追加します。

- ① 子会社の総資産が保険契約者の連結総資産の 25%以内であり、
- ② 米国上場企業でないこと。

子会社が上記の条件に合わない場合でも、新設または買収日から 45 日間は保険対象となります。その間に異動手続きを行うことで、切れ間なく保険対象とすることが可能。

被保険者の範囲拡大

被保険者を役員（取締役、監査役、執行役、執行役員）だけでなく下記に拡大

- ① 本部長等の管理職従業員
- ② 役員と共同被告になった場合および雇用関連の損害賠償請求における従業員
- ③ 上記①②③と共に損害賠償請求された配偶者
- ④ 上記①②③が死亡した場合の法定相続人等

尚、拡大された本部長等管理職従業員には保険料負担はありません。

社外派遣役員も補償

会社（保険契約者または子会社）の要請により、会社役員または執行役員が子会社以外の会社その他組織（ただし、米国上場企業を除く）に役員または執行役員として派遣された場合に、その立場として損害賠償請求を提起されたり公的機関の調査を受けた場合も保険対象とします。ただし、派遣先組織で会社役員賠償責任保険の補償がある場合は、当該保険の上乗せ保険となります。

故意免責の限定的な認定

故意による法令違反や詐欺行為は免責ですが、この故意免責は、裁判所等公的裁定機関による確定判決・裁定により認定された場合にのみ適用します。

遡及日前行為免責不適用

保険対象となる不当な行為を設定する遡及日を設けません。したがって、遡及日前の不当な行為に起因する損害賠償請求または調査を免責とはしません。

大株主免責なし

例えば5%以上の株主からの損害賠償請求を免責にするなどの、大株主免責を設定しません。

被保険者間の請求免責不適用

退任または辞任した元役員による代表訴訟や現任の役員同士の争いなど、役員間で提起された損害賠償請求を補償します。

会社からの訴訟(会社訴訟)を補償

会社が自社の役員に対して提起する訴訟を補償します。株主からの提訴請求に基づく会社訴訟のみならず、すべての会社訴訟が保証の対象となります。

名誉棄損の請求補償

名誉毀損を理由として被保険者が請求を受けた場合も補償します。

労働関連の請求補償

労働者の就業に係る安全配慮義務違反が主張された請求または調査において争訟費用を補償します。

また、従業員や派遣社員から、不当解雇・パワハラ・ハラスメント・賃金差別など労働関連の行為を理由として被保険者が請求を受けた場合も補償します。

但し、会社が請求を受けた場合には、「雇用慣行賠償責任保険 (Employment Practice Liability Insurance)」の対象となります。

汚染物質に起因する損害賠償請求を補償

(アスベストを含む)汚染物質の排出、流出、漏出に起因する損害賠償請求を補償します。ただし、汚染物質にかかる浄化費用については保険の対象とはなりません。

社外取締役/社外監査役に係る補償拡大

年間の責任限度額が消尽した場合に、社外取締役または監査役についてのみ、1名当たり〇〇円を上限として限度額に追加して保険金をお支払いします。

犯罪訴追手続き費用

法律で認められている範囲において、国内法廷に抗弁の訴訟手続きを提起するための費用をお支払いします。また、個人被保険者が所有する財産の没収および凍結等に関する司法命令について、その免除または取り消し等を求めて控訴するための費用もこの保険の対象となります。(裁判を提起するための費用または弁護士費用が対象になります。)

民事または刑事の担保金証書費用

民事上または刑事上の保釈金や保証等を得るために必要な手続きにかかる費用（弁護士費用および手数料等）がこの保険の対象となります。（保釈金は含まれません。）

上記紹介した特約の一部の有無だけでも、「被保険者の範囲」や「補償の範囲」や「免責事項の無効＝有責」が劇的に改善されるが、この特約の種類や内容においては、国内保険会社と外資系保険会社とでは相当の差が歴然としてきている。そこで、D&O 保険に精通した Professional な保険代理店または保険ブローカーに、現在会社が契約している D&O 保険の実効性はどうかを確認して、役員の現状リスクに見合った最適/最良な D&O 保険にしておかれることをお勧めする次第である。

功成り名を遂げた暁に、役員訴訟という損害賠償相続で家族を悲劇のどん底に巻き込むことのないよう、日本企業の役員の方々に「役員責任」について今一度真剣に向き合ってもらいたいと念じている。

筆者

Sunnyforest 森島知文

1969 年早稲田大学政治経済学部卒、保険会社 AIU に入社。一貫して企業保険分野を担当し、経営者リスクの保険を日本に初めて紹介・導入する。その後、2001 年に保険代理店シー・アイ・エス・ホールディングを設立、2009 年、銀泉リスクソリューションズ（株）と事業統合し取締役支配人となる。損害保険会社／米国駐在員での知見を活かし、現在はフリーで企業のリスク・マネジメント／リスク・ファイナンス構築の啓発および実践を行っている。